

○ 厚生労働省  
環境省 告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成十九年五月三十一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 若林 正俊

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	登録番号
29	ペルフルオロドデカン酸	(2) - 2658 (2) - 2659
30	ペルフルオロトリデカン酸	(2) - 2658 (2) - 2659
31	ペルフルオロテトラデカン酸	(2) - 2658

3 2	ペルフルオロペンタデカン酸	( 2 ) - 2 6 5 8
3 3	ペルフルオロヘキサデカン酸	( 2 ) - 2 6 5 8
3 4	ペルフルオロヘプタン	( 2 ) - 2 3 6 6
3 5	ペルフルオロオクタン	( 2 ) - 2 3 6 6
3 6	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5 - ヘプタフルオロ - 5 - (ペルフルオロ ブチル) オキシラン又は 2, 2, 3, 3, 4, 5, 5 - ヘプタフルオ ロ - 4 - (ペルフルオロブチル) オキシラン	( 5 ) - 7 1